

平成22年9月15日

会員の処分

社団法人日本証券投資顧問業協会

当協会は、下記のとおり、法令違反の事実が認められた会員に対し、定款第13条第1項の規定に基づき処分を行いました。

記

株式会社ウィズダムキャピタル（会員番号012-02103号）

処分の種類及び程度

除名

処分の対象となった事実

当社が運用・管理する未公開株への投資ファンドにおいて、平成21年10月7日現在、119の組合員から364百万円の出資を受けているところ、当社は、当該未公開株の売買価格を、既存株主との間では1株25万円としていたにもかかわらず、当該ファンドには1株50万円で取得させて自社に資金を還流させ、当該差額の一部を当社の運転資金として費消していた。

この行為は、自己の利益を図るため、ファンド出資者の利益を害する運用を行ったものであり、金融商品取引法第42条の2第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第2号に該当すると認められた。

以上